

社会福祉法人新発田市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新発田市社会福祉協議会の役員、評議員及び各種委員会等の構成員に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 会長の報酬は、月額 200,000 円とする。

2 役員会等の構成員が役員会、評議員会及び各種委員会に出席したときは、次に掲げる費用弁償を支給する。

運賃実費及び日当 4,500 円

(旅 費)

第3条 役員、評議員、各種委員等がその職務を遂行するため旅行したときは、前条の規定にかかわらず、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(委 任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社会福祉法人新発田市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（平成 13 年 4 月 1 日施行）は廃止する。
- 3 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 4 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）
- 5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）